

## 武道場使用心得

本大学武道場は、武道を通じて学生の心身の健全な発達を図るとともに人格を磨き、識見を高め、有為な人材を育成するために設けられたものである。これを使用する者は常に礼節を重んじ、施設を愛護し、以下に定められた使用心得をよく守らなければならない。

1. 利用者は、許可を受けた者に限る。
2. 許可された使用目的及び時間以外の使用を禁止する。
3. 武道場内は、土足での移動を禁止し、泥等をあげて汚すことがないように衛生、清掃に留意しなければならない。
4. 使用後は個人又は団体の責任において、清掃につとめなければならない。
5. 練習及び試合は真剣に行い事故の防止につとめなければならない。
6. 許可なく公共の場所（廊下、師範室等）に物を置いたり、貼紙をしたり、また、くぎ類を打ちこまないこと。
7. 武道場内での飲酒、喫煙及び火気の使用は禁止する。
8. 武道場内での飲食は、健康管理上必要となる給水を除き禁止する。
9. 武道場内へ持ち込んだ器具・用具類、不要な物を放置してはならない。
10. 施設を損傷する行為や近隣住民に迷惑を及ぼすような行動は、厳に慎まねばならない。
11. 使用後は消灯の上必ず施錠し、鍵を守衛室に返却すること。
12. 施設・設備品を破損したときは、速やかにスポーツ・健康科学教育研究センターまたは守衛室に届け出ること。
13. 特別警報又は暴風警報が発表された場合は、施設を使用して活動することはできない。施設使用中に発表された場合は、直ちに活動を中断すること。  
(注) 本学の特別警報及び暴風警報の場合の授業の取扱いに準ずる。
14. 前各号に掲げるもののほか、管理上または運営上、不適な行為はしないこと。

以上の注意事項に違反した時は、以後使用を認めない場合がある。

(平成 27 年 2 月 23 日)